証明者からのお問い合わせ（6/5～6/9）

NO	問い合わせ内容	回答
1	同法人内の２つの事業所で兼務していた場合、従事日数内訳証明書は必ず必要ですか？	兼務している期間があった場合でも、１つの事業所で要件を満たす場合は（5 年かつ 900 日以上）、1 ヶ所の証明で結構です。従事日数内訳証明書もいりません。
2	実務経験期間に、産休は含めてよいのでしょうか。	育休は含まれませんが、産休は含めていいです。
3	個人のクリニックで、代表印が無いのですが。	公印がない場合は、役所等に書類を提出する際に使用する個人印を使用してください。
4	同事業所で、法人が合併して法人名が変わっている場合は、どちらの法人名の証明になりますか。	現在の法人名で記入し、〇年〇月〇日（旧法人）〇〇と合併と記入してください。